

大阪市告示第517号

次の施設について、令和8年3月31日付けで子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第36条の規定に基づき、施設型給付費の支給に係る施設としての確認の辞退があったので、同法第41条の規定により公示する。

令和8年4月7日

大阪市長 横山英幸

設置者の名称	施設の名称	施設の所在地	教育・保育 施設の種類
社会福祉法人慈光会	ひかり保育園	大阪市淀川区三津屋中 1丁目6番1号	保育所
社会福祉法人粉浜福祉会	粉浜学園	大阪市住之江区粉浜3 丁目10番29号	保育所
社会福祉法人四恩学園	四恩乳児保育園	大阪市住吉区苅田4丁 目3番9号	保育所

(こども青少年局幼保施策部幼保企画課)